

令和 6 年度広告宣伝等業務

企画競争実施要領

令和 6 年 1 月
岩手県競馬組合

この「企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県競馬組合（以下「競馬組合」という。）が実施する「令和6年度広告宣伝等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 企画競争の種類

本企画競争はプロポーザル方式であり、企画提案の審査により受託候補者を決定し、「資料2 業務仕様書」に掲げる業務について、競馬組合と受託候補者が協議のうえ、契約を締結するものである。

2 本業務の概要

(1) 業務名

令和6年度広告宣伝等業務

(2) 実施場所

岩手県盛岡市新庄字上八木田 10 盛岡競馬場
岩手県奥州市水沢姉体町字阿久戸 1-2 水沢競馬場

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

161,000千円(税抜) 以内

なお、令和6年2月開催予定の岩手県競馬組合議会定例会において、予算が議決された場合に有効とする。

3 参加者の資格要件等

- (1) 参加者は、下記に掲げる企画競争参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、競馬組合から参加資格の確認を受けた者とする。
- (2) なお、複数の者による共同提案（以下「特定共同企業体」という。）も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ④ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。※なお、競馬組合は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- ⑤ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- ⑥ 提案を行う構成員は、他の提案者（構成員を含む）として参加できないこと。

4 企画競争手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県競馬組合 経営管理部 広報営業課（岩手県競馬組合 2階）

住所：〒020-0803 岩手県盛岡市新庄字上八木田 10

電話：019-626-7713 FAX：019-653-6857

(2) 実施要領等の交付

企画競争に関する実施要領等について、岩手県競馬組合ホームページに掲載する。

URL：<http://www.iwatekeiba.or.jp/>

(3) 本業務及び企画競争に関する質問の受付・回答

本業務及び企画競争に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- ① 受付期間 令和6年2月9日（金）午後5時まで
- ② 提出方法 「様式1 実施要領等に関する質問票」に内容を簡潔に記入のうえ、FAX等により提出すること。
- ③ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめ、参加者（参加予定者）に随時情報提供する。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出書類

- ・【様式2】参加資格確認申請書
- ・【様式3】会社概要及び過去10年間の主な受注等実績 ※パンフレット等も可
- ・【様式4】受付票

- ② 提出期限 令和6年2月2日（金）午後5時まで
- ③ 提出先 上記「(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ④ 留意事項
 - (ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。
 - (イ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画競争の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、次により提出するものとする。

- ① 提出書類 「5 企画提案書作成に関する事項（作成要領）」に掲げる書類
- ② 提出期限 令和6年2月15日（木）午後5時まで
- ③ 提出先 上記「(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ④ 留意事項
 - (ア) 提案は、参加者1者につき1提案とする。
 - (イ) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(7) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案又は次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他、企画競争に関する条件に違反した提案

(8) 企画競争参加の辞退

上記「(4) 参加資格の確認」の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画競争参加を辞退する場合は、「様式5 企画競争参加辞退届」を、上記「(1) 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。

なお、企画競争参加を辞退した者は、これを理由として、以降、競馬組合が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 企画提案書作成に関する事項(作成要領)

参加者は、「資料1 企画競争実施要領」及び「資料2 業務仕様書」の趣旨等を踏まえ、「様式6 令和6年度広告宣伝等業務企画提案書の提出について」に、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

- (1) 提案書 (様式任意 A4版、A3版折込可)
- (2) 「様式3 会社概要及び過去10年間の主な受注等実績」
企画競争参加資格確認申請時に提出したものの写しであること。
- (3) 提出部数
正本1部及び副本8部とする。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、「資料3 企画競争審査要領」に基づき、企画競争審査委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「2 本業務の概要」(3)の見積限度額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画競争審査委員会の開催

- ① 開催日時 (予定) 令和6年2月20日(火) (※時間は別途通知)
- ② 開催場所 (予定) 盛岡競馬場
- ③ 開催方法等
 - (ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、参加者自らが準備するパソコン及びプロジェクター等の使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
 - (イ) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の提出受付順とする。
 - (ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり60分(説明45分、質疑応答15分)程度とする。

(3) 受託候補者の決定

「資料3 企画競争審査要領」のとおり

7 契約に関する事項

(1) 契約内容及び仕様書

企画提案書等に記載された事項に基づき、競馬組合と受託候補者が協議のうえ決定する。必要に応じ、項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(2) 追加事業との関係

競馬組合は、年度途中に必要と認めた事業については、受託候補者が行った企画提案以外のものでも、参加者等と契約を締結する場合がある。

8 公正な企画競争実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画競争に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画競争を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画競争に参加させず、又は企画競争の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が競馬組合に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画競争参加に要する経費について

企画競争参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画競争に関するスケジュール（予定）

No.	月 日	事 項
①	令和 6 年 1 月 19 日（金）	企画競争実施要領等の公表
②	2 月 2 日（金）	参加資格確認申請書等提出期限
③	2 月 9 日（金）	質問票の提出期限
④	2 月 13 日（火）	質問に対する最終回答
⑤	2 月 15 日（木）	企画提案書等提出期限
⑥	2 月 20 日（火）	企画競争審査委員会
⑦	2 月 21 日（水）	企画競争結果通知

※現在の予定であり、変更の場合はその都度別途調整を行う。

(4) その他

- ① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【様式1】

岩手県競馬組合経営管理部広報営業課 へ

FAX:019-653-6857

会社等名称	
担当部署等	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号	
FAX番号	

令和6年度広告宣伝等業務 実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁 該当行	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

※ 提出期限を過ぎたものは受け付けません。

岩手県競馬組合管理者 達 増 拓 也 様

住 所

商号又は名称
代表者職・氏名

印

参加資格確認申請書

「令和6年度広告宣伝等業務」に係る企画競争参加資格について確認されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

記

〔参加資格の要件〕

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。※なお、競馬組合は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場があること。
- 5 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。

【様式4】

受 付 票

受付担当者	
-------	--

番号	書類名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式2】	
2	会社概要及び過去10年間の主な受注等実績【様式3】 (又はパンフレット)	
3	受付票【様式4】(本書)	

受付年月日			
商号又は名称			
所属		電話番号	
職		電子メールアドレス	
氏名			

「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

-----切り取り線-----

受 領 票

受付年月日	
商号又は名称	

「令和6年度広告宣伝等業務」に係る参加資格確認申請書類等関係書類を受領しました。

岩手県競馬組合経営管理部広報営業課

取扱担当者

印

【様式 5】

企画競争参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県競馬組合管理者 達 増 拓 也 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

「令和 6 年度広告宣伝等業務」に係る企画競争への参加を表明し、企画競争参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

【様式6】

令和 年 月 日

岩手県競馬組合管理者 達増拓也 様

参加者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

担当者 所属部署名
氏 名
連絡先電話番号
F A X 番号
E - m a i l

令和6年度広告宣伝等業務 企画提案書の提出について

このことについて、企画競争に参加するため、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 企画書
- 2 積算資料
- 3 会社概要及び過去10年間の主な受注等実績